

ITの発達にともなうデジタル技術の進歩は目覚ましいものがある。最近ではAIの活用によりさらに進歩した。この流れを受けて国税庁は本年6月、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像 2023—」を公表、「納税者の利便性の向上」「課税・徴収事務の効率化・高度化等」「事業者のデジタル化促進」を3本柱として施策を進めていくとしている。

一方で、地方税分野におけるデジタル・トランスフォーメーション(DX)を見ると、それほど進んでいるようには思えない。本稿では、地方住民税の現年課税化について取り上げてみたい。

住民税の現年課税化については長年、検討が続けられてきた。昭和43年の政府税調中期答申には、「住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なく

くすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。」とされている。

それから半世紀以上が経過し、地方税が翌年度課税であることの不都合は、退職だけでなく、転職や外国人労働者の増加などで拡大している。働き方改革でフリーランスなどが増加し収入が変動しやすくなった。加えて、増加している外国人労働者が1月1日前に帰国すると課税できないなど、今日的な不都合が拡大している。筆者は、これらに加えて、住民税非課税基準で仕切られているさまざまな社会保障給付の

判断がずれることによる不都合も指摘したい。

これに対する総務省の検討ペースは遅い。本年3月に公表された「令和4年度 個人住民税検討会報告書」(総務省自治税務局市町村税課)では、現年課税化に向けた課題を整理しつつ、「行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据え……技術的な対応が必要なのかといった観点も含めながら、関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある」として結論を先送りしている。

課題としては、企業には住民税額の計算や年末調整などの追加的な手間が生じること、市町村には源泉住民税額との差額の追徴・還付事務などの事務手間の増加が生じること、納税義務者には現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生することなどが挙げられている。しかし国民にとっては、所得税も個人住民税も今月の所得から天引きされるわけで、その課税方式の差異による問題が目立

つようになってきた今日、デジタル技術を活用して、企業における年末調整事務を生じさせない市町村精算方式の導入など、抜本的に変える時期に差し掛かっているのではないか。

筆者は長年政府のマイナンバー関連の有識者会議に出席しているが、そこで感じるのは以下のことだ。わが国や地方行政のDXは、現行の制度を所与としてデジタル化を少しずつ進めていくというアプローチに終始している。デジタル化の進展を踏まえて、システムや制度そのものを抜本的に見直す(例えば国税と地方税の課税ベースの均一化)という発想はない。一方民間のDXのとらえ方は、データやAIなどのデジタル技術を活用して、業務プロセスの改善だけでなくビジネスモデルや組織、企業文化を変えらることといわれている。彼我の差は大きい。

連載

税制之理

東京財団政策研究所研究主幹
森信茂樹

第198回
DXで地方税の抜本改革を